逗子市公共施設機械警備等業務委託仕様書

1　業務の目的

市内の公共施設において、職員が最終退館後、次に入館するまでの無人となる時間帯における外部からの不法侵入及び盗難防止、並びに火災等の異常事態を早期に発見し、対応するため、感知器等の機械による警備業務を委託し、施設の保全を図ることを目的とする。

2　業務名

逗子市公共施設機械警備等業務委託

3　用語の定義

（１）　警備機器

警備対象施設内で発生した異常事態を感知し、受注者の警備センター等へ自動的に通報する感知機及び自動発報装置並びに非常通報装置等

（２）　カードキー

電磁気を記録したカード等で警備機器の電子鍵

（３）　操作器

カードキーにより作動する警備機器を操作する機器

（４）　リモートスイッチ

同一施設中に別棟がある場合、建物別に設置された警備機器を遠隔操作するためのもの

（５）　警備機器類

警備機器、カードキー、操作器及びその配線等これに付随する一切の設備

（６）　警備センター

受注者の警備時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持する施設

4　履行期間

令和７年７月１日から令和８年３月 31 日まで

5　警備時間

（１）　警備基準時間　別紙１のとおり

（２） 警備基準時間内において警備対象施設が無人の状態となり、発注者からの警備機器作動開始の信号を受注者が受信したときから解除の信号を受信したときまでの間とする。ただし、火災警備は毎日 24 時間とする。

6　警備対象施設及び警備範囲

（１） 警備対象施設　29 施設　別紙１のとおり

（２） 警備範囲　「各施設図面一覧」参照

7　警備方法

警備機器類及び警備員による対応を組み合わせた機械警備とする。

8　警備内容

警備対象施設ごとに次の項目から指定する。なお、火災及び非常通報に係る警備内容の詳細については、各特記仕様書によるものとする。

（１） 施設への侵入、窃盗及び破壊行為等不法行為者の早期発見と対処

（２） 火災の早期発見及び初期消火等延焼防止措置

（３） 外的圧力等による緊急不正事態の発生に起因する非常通報への対応

（４） その他発注者が指示する事項

9　警備機器の仕様

（１） 警備対象施設の異常事態は、警備機器で感知し、自動発報装置が通信回線により受注者の警備センターに自動的に通報されるものとする。

（２） 受注者が設置する通信回線は、その回線が切断された場合、受注者の設置した送信機にて通信回線により警備センターで覚知できるものとする。

（３） 自動通報装置は、停電時に蓄電池等による 60 分以上のバックアップ機能を有するものとし、蓄電池容量を適宜点検できるものとする。

（４） 警備機器は、点検時等にカードキーにより警備解除及び警備開始できるものとし、操作器を設ける。また、カードキーの利用履歴を１カ月分以上保存できるものとする。

（５） 火災信号は、既設自動火災報知設備受信基盤より出力される火災一斉警報を、移報用端子箱により受注者の設置する送信機にて通信回線を使用し、受注者の警備センターへ自動的に通報するものとする。

10　警備計画

受注者は、本契約を履行するに当たり、警備対象を調査の上、警備計画書を作成し、発注者の同意を得るものとする。

11　警備活動

（１）　警備センターは、通報受信装置を常時監視する。警備対象施設に異常が発生したことを覚知した際は、その状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象施設の安全を維持するための最良の措置を講じるものとする。

（２）　警備センターは、異常事態を確認し、必要と認めた場合、発注者及び関係機関へ直ちに通報するものとする。

（３）　受注者は、警備センターと連絡体制を保持し、異常事態の発生に備えるものとし、異常事態が発生した場合は、警備センターの指示に従い的確に対処し、警備目的を達成するものとする。

12　鍵の預託

警備上必要な施設の鍵及び操作器のカードキーは、発注者、受注者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

13　緊急連絡先の指定

（１）　発注者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を受注者に通知する。

（２）　上記緊急連絡者に変更がある場合は、遅滞なくその都度、変更した連絡先を受注者に通知する。

14　通報及び報告

受注者は、異常事態が発生した場合、直ちに電話又は口頭により発注者に通報するとともに、速やかに書面により報告するものとする。

15　警備開始時における取扱い

（１）　発注者における取扱い

発注者の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、警備機器が正常な状態にあるかを確認し、施設の外部又は内部に設置した操作器を警備開始の状態に操作し、最後に退館する出入口を施錠するものとする。

（２） 受注者における取扱い

警備センターは、発注者の最終退館者の操作により自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。

16　警備終了時における取扱い

（１） 発注者における取扱い

発注者の最初の入館者は、入館後に外部又は内部に設置した操作器を警備解除の状態に操作する。

（２） 受注者における取扱い

警備センターは、発注者の最初の入館者の操作器の操作により自動的に表示される警備解除の信号を確認し、警備を終了する。

17　警備基準時間中における発注者の臨時入館

原則として、入館しない。ただし、真にやむを得ない場合のみ、次の要領により行う。

（１） 発注者の臨時入館者は、入館後に必ず外部又は内部に設置した操作器を警備解除の状態に操作し、以後、発注者の責任において処理するものとする。

（２） 発注者の臨時入館中の警備は、発注者の責任において実施する。

（３） 発注者の臨時入館者は、退館するに当たり、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、施設の外部又は内部に設置した操作器を警備開始の状態に操作し、最後に退館する出入口を施錠するものとする。

18　即応体制

受注者は、「警備業法第 43 条」及び神奈川県公安委員会公布「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」の定めるところにより、警備センターにおいて警報を受信した場合に、その受信のときから、25 分以内に警備員を対象施設に到着させることができるように、警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

19　警備機器類の設置等

設置等に係る工事は、原則として、来館者が無い休館日等の９：00～17：00 に施工するものとする。

（１） 設置

警備機器類の設置については、発注者、受注者協議の上、施工する。また、履行

開始前までに全ての施設への設置を完了させるものとする。その際、前事業者が設置している警備機器類が設置の妨げとなる場合には、発注者、受注者、前事業者協議の上、施工する。ただし、前事業者が設置した警備機器類を撤去する必要がある場合については、履行開始前であっても前事業者の警備機器類を撤去し、受注者の警備機器類により警備を開始するものとする。

（２） 取替え

発注者は、本業務委託開始後、受注者の設置した警備機器類について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合には、受注者の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

（３） 変更

受注者の都合により警備機器類の規格等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、受注者の負担により取り替える。ただし、発注者の都合により警備機器類の移設の必要が生じた場合は、事前に受注者に通知するものとし、これに係る費用は発注者の負担とする。

（４） 保守・点検

受注者は、警備対象施設に設置された警備機器類の機能を保全するため、適宜保守・点検を行うものとする。なお、これに係る費用は受注者が負担する。

（５） 修理

受注者は、警備機器類の故障により修理が必要なときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるとともに、発注者に報告の上、受注者の負担により速やかに修理するものとする。ただし、発注者の故意又は過失により、警備機器類を破損したときは、その修理及び撤去に係る費用は、発注者の負担とする。

（６） 撤去

受注者は、履行期間が終了、契約の解除又は契約の変更等により、警備機器類を撤去する必要がある場合は、発注者と協議の上、受注者の負担により撤去する。また、警備機器類を設置したことが原因で修繕を要すると発注者が認めた場合は、受注者は自らの負担で修繕すること。なお、本契約後の次の受注者が警備機器類を設置するときは、十分な連絡調整を行い、迅速かつ円滑な設置について全面的に協力すること。

20　費用負担

（１） 発注者

ア　電気使用料

イ　通信回線使用料（「別紙１」回線所有区分欄に「発」と記載されている施設）
※基本使用料及び工事費用を含む。

（２）　受注者

ア　警備機器類

イ　消耗品等

ウ　通信回線使用料（「別紙１」回線所有区分欄に「受」と記載されている施設）
※基本使用料及び工事費用を含む。

21　損害賠償

（１）　受注者は、受注者の設置した警備機器類の機能が正常でない場合、もしくは警備計画に定める義務を怠った場合等、受注者の帰すべき事由により発注者又は発注者に所属する職員に損害を与えた場合は、身体及び財産上の損害を合わせて１事故 10 億円を限度として、その損害を賠償する責を負うものとする。

（２）　受注者は、次の項目に起因する損害については、賠償の責を負わないものとする。

ア　天災、地変、暴動、官の処分、日本電信電話株式会社の設置する通信回線障害、その他受注者の責に帰すべからざる事由により、受注者の警備実施が著しく困難又は不可能となった場合

イ　業務対象の建造物、施設又は物件自体の瑕疵もしくは、発注者の管理上の瑕疵に基づく場合

ウ　警備機器類設置箇所以外、もしくは警備機器の感知範囲外から生じた場合

エ　その他発注者及び発注者に所属する職員もしくは発注者の管理下にある者の故意又は過失に基づく場合

22　提出書類

（１）　警備計画書　10 部

次の項目を記載すること。

ア　業務を統括する責任者名

イ　警備機器類の仕様及び配置図等

ウ　警備機器類の概要

エ　警備センターの所在地並びに警備対象施設までの距離及び移動の時間

オ　その他発注者が必要と認める事項

（２）　緊急時連絡体制表　10 部

（３）　各公安委員会が発行する（警備業務）認定書の写し

（４） 警備対象施設に出入りする予定の警備員の名簿

（５） その他発注者が必要と認める書類

23　支払い

月払いとする。ただし、履行期間が１か月に満たないときは、日割り計算により算出した金額とする。

24　守秘義務

（１） 秘密の保持

受注者は、本業務委託の履行上知り得た秘密について、履行期間中及び契約期間終了後に関わらず他人に漏らしてはならない。

（２） 個人情報に関する取り扱い

別添「個人情報の取り扱い関する特記仕様書」による。

防火に係る特記仕様書

1　防火警備業務方法

（1）　警備対象施設内に、火災が発生した場合、設置した自動火災報知設備等の作動により受注者の通報装置で信号化し、通信事業者等の回線を経て、火災通報信号を受注者の警備センターへ送信する。

（2）　受注者の警備センターで火災通報信号を受信したときは、受注者は警備員を速やかに警備対象施設へ急行させ、火災を確認した時は、発注者にかわってその旨を関係機関に通報する。ただし、受注者が電話等により警備対象施設の火災を確認できたときや、警備対象施設が火災の即時通報承認対象物の場合は、直ちに関係機関に通報する。

（3）　前項のいずれのときにおいても、火災を確認した場合には、初期消火を試みる等被害の拡大防止に努めるものとする。

2　通報機能

発注者は、加入電話回線を通話用と火災通報用と共用している場合、回線が通話状態にあるときは、受注者の警備センターへの通報が阻害される

非常通報に係る特記仕様書

1　非常通報警備業務方法

（1）　警備対象施設内に、外的圧力等による緊急不正の事態が発生（以下、「非常事態」という。）した場合、警備対象施設内に設置したスイッチを押すことにより受注者の通報装置で信号化し、通信事業者等の回線を経て、非常通報信号を受注者の警備センターへ送信する。

（2）　受注者の警備センターで非常通報信号を受信したときは、受注者は警備員を速やかに警備対象施設へ急行させ非常事態を確認した後、発注者にかわってその旨を関係機関に通報する。ただし、受注者は電話等により発注者の非常事態を確認できたときは、直ちに関係機関に通報する。

（3）　前項のいずれのときにおいても、警備対象施設に到着した警備員は非常事態を確認した場合には、被害の拡大防止に努める。

2　通報機能

（1）　発注者が常時受注者に通報できるものとする。

（2）　発注者は、加入電話回線を通話用と火災通報用と共用している場合、回線が通話状態にあるときは、受注者の警備センターへの通報が阻害されることを了承する。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第１条　受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第２条　受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第３条　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第４条　受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第５条　受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

２　受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第６条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（受注者に子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

２　受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

３　受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負

う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

４　受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第７条　受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（保有の制限等）

第８条　受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第９条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 10 条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 11 条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（持出しの禁止）

第 12 条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

（罰則の周知及び従事者の監督）

第 13 条　受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（教育及び研修の実施）

第 14 条　受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第 15 条　受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 16 条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

２　受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

（調査監督等）

第 17 条　発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

（指示）

第 18 条　発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第 19 条　発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

警備対象施設等一覧

別紙1

No.	所　管	警備対象施設名	所　在　地	警備基準時間	回線所有区分	警備項目			
						侵入等	防火	非常通報	リモートスイッチ
1	管財契約課	旧野外活動センター管理棟	逗子市桜山8-13-6	毎日　09:00～翌09:00	発	○	○		
2		逗子会館	逗子市逗子5-4-33	平日　17:15～翌08:30 休日　08:30～翌08:30	発	○	○		
3	市民協働課	小坪小学校区コミュニティセンター	逗子市小坪5-449	開館日　21:00～翌08:30 休館日　08:30～翌08:30	発	○	○		
4		沼間小学校区コミュニティセンター	逗子市沼間3-585-11	開館日　21:00～翌08:30 休館日　08:30～翌08:30	発	○	○		
5	経済観光課	経済観光課倉庫	逗子市新宿3-554-4	毎日　09:00～翌09:00	受	○			
6	高齢介護課	高齢者センター	逗子市池子4-1012	平日　17:15～翌08:30 休日　08:30～翌08:30	発	○	○		○
7	緑政課	第1・2休憩所	逗子市桜山8-13-6	営業日　17:00～翌08:30 定休日　08:30～翌08:30	発	○			○
8		旧脇村邸	逗子市桜山8-7-9	毎日　09:00～翌09:00	受	○	○		
9		披露山公園レストハウス	逗子市新宿5-1851	平日　17:00～翌08:30 休日　08:30～翌08:30	発	○	○		
10		旧郷土資料館	逗子市桜山8-2275	毎日　09:00～翌09:00	発	○	○	○	
11	環境クリーンセンター	環境クリーンセンター	逗子市池子4-956	平日・祝日　17:00～翌08:30 土・日曜日　08:30～翌08:30	発	○	○		
12		浄化センター	逗子市池子4-952	平日・祝日　17:15～翌08:30 土・日曜日　08:30～翌08:30	発	○	○		○

警備対象施設等一覧

別紙1

No.	所　管	警備対象施設名	所 在 地	警備基準時間	回線所有区分	警備項目			
						侵入等	防火	非常通報	リモートスイッチ
13	教育総務課	池子小学校	逗子市池子3-9-1	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	○
14		小坪小学校	逗子市小坪3-6-1	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	○
15		逗子小学校	逗子市逗子4-2-45	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	
16		逗子小学校多目的教室棟	逗子市逗子4-2-45	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	受	○	○	○	
17		沼間小学校	逗子市沼間1-17-18	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	○
18		久木小学校	逗子市久木2-1-1	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	○
19		逗子中学校	逗子市池子4-775	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	
20		逗子中学校プール	逗子市池子4-775	毎日 09:00～翌09:00	受	○	○	○	
21		沼間中学校	逗子市沼間3-21-2	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	○
22		沼間中学校プール	逗子市沼間3-21-2	毎日 09:00～翌09:00	受	○	○	○	
23	教育総務課	久木中学校	逗子市久木2-1-1	平日 16:00～翌08:30 土・日・祝日 08:30～翌08:30	発	○	○	○	
24		久木中学校プール	逗子市久木2-1-1	毎日 09:00～翌09:00	受	○	○	○	

警備対象施設等一覧

別紙1

No.	所　管	警備対象施設名	所 在 地	警備基準時間	回線所有区分	警備項目			
						侵入等	防火	非常通報	リモートスイッチ
25	子育て支援課	子育て支援センター	逗子市桜山1-5-42	平日　17:15～翌09:00 休日　09:00～翌09:00	発	○	○		
26		体験学習施設（スマイル）	逗子市池子1-11-2	開館日　21:00～翌08:30 休館日　08:30～翌08:30	発	○	○		
27	保育課	小坪保育園	逗子市小坪5-448	平日　17:15～翌08:30 土曜日　12:30～翌08:30 休日　08:30～翌08:30	発	○	○		
28		湘南保育園	逗子市池子2-11-9	平日　17:15～翌08:30 土曜日　12:30～翌08:30 日曜・祝日　08:30～翌08:30	発	○	○		
29	療育教育総合センター	療育教育総合センター	逗子市桜山5-20-29	平日　17:15～翌08:30 土・日・祝日　08:30～翌08:30	受	○	○	○	